

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書		令和6年 6月 20日
滋賀県知事 殿		
提出者 住 所 東京都中央区京橋二丁目16-1 氏 名 清水建設㈱エンジニアリング事業本部 執行役員本部長 清水 優 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3561-4300 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	清水建設株式会社エンジニアリング事業本部 (現場：野洲DS遮断型ピット対策工事(特汚泥)、 滋賀ヤマサ醤油生産設備・P(特廃酸、該当なし))	
事業場の所在地	東京都中央区京橋二丁目16-1 (現場：滋賀県野洲市野洲1041、滋賀県蒲生郡竜王町岡屋2831-4(該当なし))	
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	総合工事業	
②事業の規模	R5年度 売上高 568.6億円(エンジニアリング事業本部)	
③従業員数	R6年4月 271名(エンジニアリング事業本部)	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	委任による 搬出する特別廃棄物は分別をし、適正処理をしている委託業者へ委託している	

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙(1)及び別紙(2)による。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和5年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特 汚泥	特 廃酸
	排出量	118.96 t	0.125 t
	(これまでに実施した取組) 特別産業廃棄物の搬出の事前通知等、法的措置を実施		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特 汚泥	特 廃酸
	排出量	120 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 法的措置を継続して実施		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特別管理産業廃棄物を明確に区分保管する等の法的措置を実施。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 法的措置を継続して実施

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	実績無し	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	実績無し	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特に無し		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	実績無し	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	実績無し	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 特に無し		

(第4面)

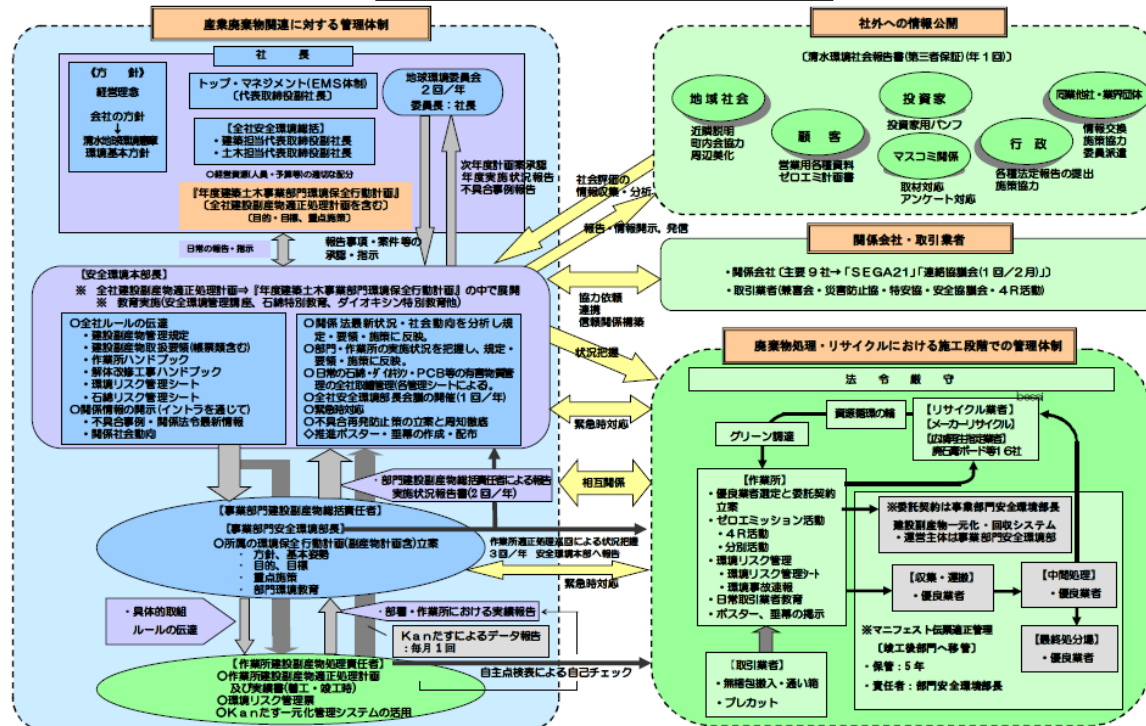
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	実績無し	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	（これまでに実施した取組） ・ 特に無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	実績無し	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	ー t	t
	（今後実施する予定の取組） ・ 特に無し		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特 汚泥	特 廃酸
	全処理委託量	118.96 t	0.125 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	118.96 t	0.125 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	7.83 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特別管理産業廃棄物の種類毎に適正な委託業者へ委任している。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	特 汚泥	特 廃酸
	全処理委託量	120 t	0 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	120 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	10 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを継続して実施し、適正な委託業務を維持する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】（令和 5年度）実績		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		119.085 t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等) ・引き続き電子マニフェストにより適正に実施する。		

(第6面)

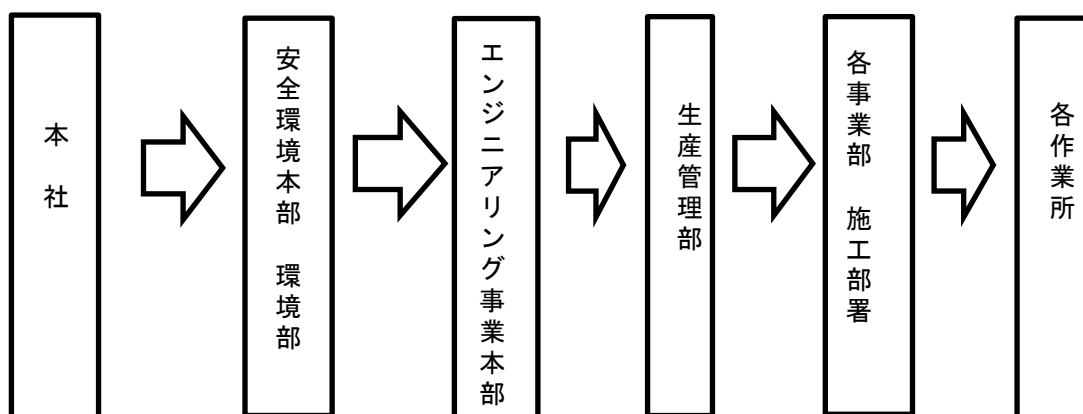
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。



■廃棄物処理に関する管理体制

(管理体制)



統括責任者	所属：エンジニアリング事業本部 役職：生産管理部長	
廃棄物担当	エンジニアリング事業本部 生産管理部	
役割	生産管理部	・建設副産物適正処理に関する方針、計画等を安環本部の指示のもと策定、推進 ・建設副産物適正処理に関する管理状況（取引業者）の把握と支援・指導 ・建設副産物適正処理に関する取引業者及び処理業者の指導に関する事項 ・建設副産物適正処理に関する問題発生時の支援、対応 ・建設副産物の委託契約業務、適正処理の推進 ・監督官庁への各種報告 ・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・その他、建設副産物処理に関する各種事項の決定
	作業所	・社員、関連会社に対する教育、啓発 ・産業廃棄物マニフェスト管理 ・委託契約書作成（収集運搬、処分業者選定） ・その他廃棄物処理に関する各種事項の管理